

■普通自動車・軽自動車（4輪）の変更手続き

次のような場合には、運輸支局や軽自動車検査協会での手続きが必要になります。

手続きをしないと自動車税種別割・軽自動車税種別割の納税通知書が届かない、手放した自動車・軽自動車の納税通知書が届いたなどのトラブルの原因になります。

	普通自動車等	軽自動車（4輪のみ）
住所や氏名が変わった時 (主な必要書類)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 自動車検査証 3 住民票等（住所が変わった場合） 4 戸籍謄本等（氏名等が変わった場合） 5 委任状（代理人が申請する場合） 6 自動車保管場所証明書（発行後1ヶ月以内） 7 自動車税申告書 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査記入申請書（OCRシート） 2 自動車検査証 3 使用者の住所を証する書面 (個人は住民票又は印鑑証明書、法人は商業登記簿抄本若しくは登記事項証明書又は印鑑証明書等、いずれも発行3ヶ月以内のもので、これらのコピーでも可) 4 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書 5 ナンバープレート（同じ管轄であれば不要） 6 軽自動車税申告書
車を売買、譲渡した時 (主な必要書類)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 自動車検査証 3 旧所有者の必要なもの ①譲渡証明書（実印を押印） ②印鑑証明書（発行後3ヶ月以内） ③実印（本人が申請する場合） 又は委任状（代理人が申請する場合） ④住民票等（住所が変わった場合） ⑤戸籍謄本等（氏名等が変わった場合） 4 新所有者の必要なもの ①印鑑証明書（発行後3ヶ月以内） ②実印（所有者本人が申請する場合） 又は委任状（代理人が申請する場合） ③自動車保管場所証明書（発行後1ヶ月以内） 5 自動車税申告書 	
車を一時使用中止した時、廃車・解体した時 (主な必要書類)	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 自動車検査証 3 ナンバープレート 4 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内） 5 実印（本人が申請する場合） 又は委任状（代理人が申請する場合） 6 解体に係る移動報告番号・解体報告日 (解体の届出の場合) 7 住民票等（住所が変わった場合） 8 戸籍謄本等（氏名等が変わった場合） 9 自動車税申告書 	<p>◆返納届（一時使用中止）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査証返納証明書交付申請書（OCRシート） 2 自動車検査証 3 ナンバープレート 4 手数料（350円） 5 軽自動車税申告書 <p>◆返納届（一時使用中止）後の解体</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 解体届出書（OCRシート） 2 リサイクル券の番号 <p>* 解体届は、解体事業者が車両解体後、リサイクルセンターへ解体の報告をした日から4営業日以降に申請手続。但し、金曜日 が解体報告日の場合は、来週（月曜日）からの4営業日以降。</p>
登録・届出先	奈良運輸支局 登録部門 TEL: 050-5540-2063	軽自動車検査協会 奈良事務所 TEL: 050-3816-1845 http://www.keikenkyo.or.jp/ （ホームページ）

※手続きの内容によっては、他にも書類が必要となります。

詳しくは上記の登録・届出先までお問い合わせください。

※税金についてのお問い合わせ

- ・自動車税・軽自動車税環境性能割及び自動車税種別割については、自動車税事務所（P61参照）まで
- ・軽自動車税種別割については、市役所・町村役場（P59参照）まで